

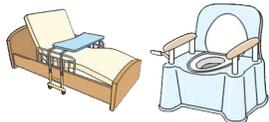
地域の福祉向上や持続可能な介護サービスの提供をするために介護人材育成が必要な理由は、以下のとおりです。



1. 高齢化社会の進展	急速に高齢化が進んでおり、介護を必要とする高齢者の数が増加しています。これに伴い、 介護人材の確保と育成が急務 となっています。
2. 介護の質の向上	質の高い介護サービスを提供するためには、 専門知識や技術を持った人材が必要 です。育成プログラムを通じて、 職員のスキル向上を図る ことが求められます。
3. 介護職員の定着率向上	研修を通じて職員の専門性を高める ことで、 仕事に対する満足感や自信が向上 し、離職率の低下につながります。定着率の向上は、サービスの安定性にも寄与します。
4. 地域のニーズへの対応	各地域で異なる介護ニーズに応じたサービスを提供するためには、地域特性に合った人材育成が重要です。 地域に密着した研修が必要 です。
5. 法令遵守と倫理的な介護	介護業界には多くの法令や倫理基準 があります。 これらを理解し、遵守するための教育が必要 であり、研修を通じて職員の意識を高めることが重要です。
6. 新しい技術や知識の習得	介護分野では 新しい技術やケア方法が日々進化 しています。最新の情報を学ぶことで、より効果的な介護が提供できるようになります。
7. 地域社会への貢献	介護人材の育成は、地域社会全体の福祉向上に寄与します。質の高い介護サービスを提供することで、 地域住民の安心と満足を高める ことができます。

介護の未来を切り拓く

令和6年度 日向市主催の介護人材育成を目的とした研修等の成果を報告します！

内容	目的	対象者	開催日	参加者の声
第2回 相談支援専門員と介護支援専門員等の他職種連携研修会	相談支援専門員と介護支援専門員等が「顔がみえる関係」になる大前提として、「お互いの業務と役割」の理解を深め、お互いの職種が、なにを期待しているのかを知る。	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能型居宅介護	8月8日(木)	他職種との連携がいかに重要かを改めて実感しました。情報共有がスムーズに行えることで、利用者に対するサービスの質が向上すると思います。
介護職員等スキルアップ研修 (内容)介護事故(誤業)の再発防止	介護現場における事故防止への取り組みと事故発生時の対応を学ぶことで、事故を減らし、資質向上を図る。	市内の介護施設・事業所	8月22日(木)	研修を受けて、誤業のリスクがどれほど重大かを再認識しました。特に、確認プロセスの重要性を理解しました。
第3回 相談支援専門員と介護支援専門員等の他職種連携意見交換会	相談支援専門員と介護支援専門員等が「顔がみえる関係」になる大前提として、「お互いの業務と役割」の理解を深め、お互いの職種が、なにを期待しているのかを知る。	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能型居宅介護	10月10日(木)	他職種とのコミュニケーション方法について学び、今後の関わり方に自信が持てるようになりました。特に、相手の専門性を理解し合うことが大切だと感じました。
介護施設等に勤務する看護職の看護実践力向上研修	看護職員に必要とされる身体・精神機能及び生活機能のアセスメント法などについて学び、入所者・利用者の日常生活のケアに活かす。	市内の介護施設・事業所 看護職員	10月18日(金)	研修を通じて、実践的な看護スキルを向上させるための具体的な方法を学びました。特に、日常業務に役立つ技術を習得できたことが大きな収穫です。
認知症高齢者のケアプラン作成研修	認知症高齢者へのケアプランの作成能力を高め、認知症高齢者に寄り添ったケアマネジメントの実践を通して、利用者の「その人らしい生活」を実現できる。	認知症対応型共同生活介護 管理者・計画作成担当者	10月23日(水)	研修を通じて、認知症高齢者の特性に応じた具体的なケアプランの作成方法を学ぶことができました。実際の事例を元にした演習が非常に役立ちました。
福祉機器展示会 	日頃、見ることでできない福祉用具を展示し、「見て・触れて・試して・比べる」機会をつくり、介護施設・事業所等に対し、介護・福祉用具に関する知識・情報を発信する。	市内の介護施設・事業所	11月12日(火)	展示されている機器を実際に触ってみることができ、使用感や操作性を体験できたのが良かったです。自分の施設での導入を具体的に考える手助けになりました。
日向市外国人介護人材の受入れセミナー	外国人介護人材の受入れに関する各受入制度の概要や手続き方法、定着に向けての支援内容等を知る。	市内の介護施設・事業所	11月27日(水)	外国人介護人材に関する法令や制度についての理解が深まりました。適切な手続きや雇用条件を把握することが重要だと感じました。
福祉のしごと就職フェアin日向 主催：宮崎県・宮崎県社会福祉協議会 共催：日向市 他	一般求職者や学生の就職機会の拡大を図るとともに、高校生に対するキャリア教育の一環として、県内事業所との集いの機会を設けることで、福祉の仕事の魅力の発信及び人材確保に寄与する。	市内の介護施設・事業所	11月29日(金)	介護施設・事業所の担当者と直接話すことで、職場の雰囲気や求める人材像を知ることができました。質問もしやすく、納得のいく情報が得られました。
介護支援専門員スキルアップ研修 【ケアプラン点検の振り返り】	介護支援専門員の資質向上を図り、より質の高い介護サービスを提供するための知識と技術を習得するとともに、適切なケアマネジメント手法の習得を目指す	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	3月25日(火)	

専門性を高め、未来を創る。 あなたのための職能団体を紹介します



【職能団体の目的】

- ◆ 最新の知識や技術を学ぶための研修会やセミナーを開催し、会員の専門性を高める。
- ◆ 会員同士の情報交換やネットワーキングの場を提供し、相互の支援や連携を促進する。

宮崎県介護支援専門員協会	https://miyazaki-cma.org/
宮崎県介護福祉士会	https://miyakai.jp/
宮崎県社会福祉士会	https://www.miyazaki-csw.jp/
宮崎県精神保健福祉士会	https://www.miyazaki-mhsw.jp/
宮崎県医療ソーシャルワーカー協会	https://www.miyazaki-msw-kyoukai.net/
宮崎県看護協会	https://www.m-kango.or.jp/
宮崎県理学療法士会	https://miyazaki-pta.com/
宮崎県作業療法士会	https://www.miyazaki-ot.com/
宮崎県言語聴覚士会	https://miyazaki-st.net/
宮崎県栄養士会	http://mz-eiyoushi.jp/



【参考】介護人材育成に関する研修会を開催している各種団体を紹介します。

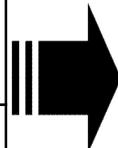
介護労働安定センター 宮崎支部	https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/miyazaki/
長寿社会開発センター	https://nenrin.or.jp/
認知症介護研究センター	https://www.dcnet.gr.jp/

地域の力を結集し、2040年の介護を支える！

『介護施設・事業所と日向市が手を取り合い、安心の明日を築く！』

【参考】2040年の介護を支えていくために、介護施設・事業所が取り組むべき一例を下記にまとめてみました。

1. 地域包括ケアシステムの強化	介護施設・事業所は、地域の医療機関や福祉サービスと連携し、地域包括ケアシステムを強化する取り組みを行う必要があります。これにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えることができます。
2. 介護人材の育成と定着	介護職等の人材育成に力を入れ、定期的な研修やキャリアアップの機会を提供することで、職員のスキル向上と定着を図ります。
3. ICTの導入と活用	情報通信技術（ICT）やロボット技術を活用して、業務の効率化や情報共有を促進し、より質の高いサービスを提供できる体制を整えます。
4. 利用者中心のサービス提供	利用者のニーズを的確に把握し、個別のケアプランを作成することで、利用者中心のサービスを提供します。
5. 地域との連携強化	地域のボランティア団体や住民との連携を深め、地域全体で高齢者を支える体制を構築します。



【日向市として取り組むこと】

- (1)介護人材の不足が深刻化する中、介護施設・事業所と日向市が連携して、研修プログラムやキャリア支援を提供することで、職員のスキル向上と定着を図ること。
- (2)地域の介護人材を育成し、介護職等の魅力を発信すること。

※上記のことを取り組むために、介護施設・事業所へお願いがあります。

◆介護現場でのニーズに沿った研修内容(介護人材のスキル向上や専門知識の習得を目的とした研修)を充実させる必要性がありますので、必要な研修内容や希望するテーマについて、ご意見をお寄せください。

【窓口】高齢者あんしん課 介護認定係
☎ 0982-66-1023

◆2040年の介護を支えていくためには介護施設・事業所の皆様の貴重なご意見やアイデアが不可欠であると考えておりますので、介護施設・事業所内で開催する「生産性向上委員会」に、高齢者あんしん課職員も参加させてください。

【参考】生産性向上委員会とは

○ 「生産性向上委員会」の設置の基準については、基準省令（平成11年3月31日厚生省令第39号他／令和6年1月25日改正）と解釈通知（平成12年3月17日老企第43号他／令和6年3月15日改正）によって定められていますが、これを箇条書きで整理すると次のようになります。

① 委員会の目的	正式には「 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 」といいます。解釈通知においては、この委員会の目的は、「 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備すること 」にあるとされています。
② 委員会の名称	正式には①で示したとおりですが、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、これとは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し開催している場合もあります。このため、委員会の目的が満たされている限りにおいては、異なる委員会の名称を用いても差し支えないとされています。
③ 委員会の構成員	「生産性向上委員会」の構成員は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討することとされています。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものとされています。
④ 開催頻度	「生産性向上委員会」は 定期的 に開催することが必要ですが、開催頻度については、「 委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定める 」ことが望ましいとされており、なお、「生産性向上推進体制加算」を算定する場合は、3ヶ月に1回以上開催することとされています。
⑤ 開催方法	「生産性向上委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとされています。なお、その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとされています。また「生産性向上委員会」は、事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えないとされています。さらに「生産性向上委員会」は、事業所ごと開催することが求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないとされています。
⑥ 委員会における取組事項	「生産性向上委員会」の開催に当たっては、 厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進める ことが望ましいとされています。なお、「生産性向上推進体制加算」を算定する場合は、加算の要件の中で「生産性向上委員会」において行うべき各種の検討、取組、確認の内容が決められています。